



救急医療を適正に利用しましょう

「医師の働き方改革」が4月からスタートします。医師の健康を確保することは、私たちに提供される医療の質や安全につながる重要な取組となっています。

誰もが必要な時に安心して医療が受けられるよう、救急医療の適正な利用にご協力ください。

●診察時間内の受診にご協力を

休日や夜間の救急医療機関は、緊急を要する人のためにあります。体調が悪くなった場合は、我慢せずできるだけ日中の診療時間内にかかりつけ医を受診しましょう。

●「かかりつけ医」を持ちましょう

かかりつけ医とは、気軽に健康のことを相談できる、身近で頼りになる医師のことです。

●かかりつけ医を持つことのメリット

- ・日ごろの状況をよく知っているため、わずかな体調の変化に気づいてもらいやすい
- ・必要に応じて、専門の医療機関を紹介してくれる

●救急医療の受診に迷った場合は

救急車を呼ぶかどうか、今すぐ受診した方がよいか迷った場合は、電話で相談できる「#8000」や「#7119」を活用しましょう。

健康福祉課 保健衛生係 ☎79-0911

縦覧と課税台帳の閲覧ができます

期間	4月1日(月)～5月31日(金)
場所	役場町民課 固定資産係
料金	無料(期間以外は300円)
対象者	納税義務者、納税管理人や代理権を有する人
必要書類	運転免許証などの本人確認書類、委任状(代理人の場合)

※土地や家屋を借りている人が課税台帳を閲覧する場合、賃貸借契約書の提示が必要

町民課 固定資産係 ☎86-6073

縦覧帳簿で自分の資産の価格をほかと比較することができます。



マイナンバーカードの窓口



●カードの受取(予約優先)

受取は、原則ご本人の来庁が必要です。

受取窓口 平日 9:00～16:30
(水曜日は窓口延長 9:00～18:30)

臨時窓口 4月28日(日) 9:00～12:00

必要書類

- ・通知はがき
- ・通知カード、住民基本台帳カード、古いマイナンバーカード(お持ちの方)
- ・本人確認書類(アを1点、ない方はイを2点)
ア 運転免許証、運転経歴証、在留カード、療育手帳 他
イ 保険証、介護保険証、医療受給者証、学生証 他

※代理受取を希望の場合は要件をお問い合わせください。

町民課 町民係 ☎86-6070

●カードの申請サポート

マイナンバーカードは、保険証として利用が始まっています。カードを作りたいのに自分では難しいという方へ作成のサポートを行います。遠慮なくご相談ください。

申請サポート窓口 火曜日～金曜日9:00～16:30

- ・写真撮影を行います。ご本人がお越しください。
 - ・申請には本人確認書類が必要です。
 - ・申請にお困りの方(身体が不自由な方や施設入所されている方など)はご相談ください。
- ※住所変更予定がある方は申請要件をご確認ください。

●マイナンバーカードへ旧姓(旧氏)が併記できます

婚姻などで氏に変更があった場合、従来称してきた氏を住民票に記載した上で、マイナンバーカードなどに併記し公証することができます。希望される方は、町民係へご相談ください。



総務省 ホームページ ▶

わくわく 児童館

1月20日(土) 手作り会

小学校1～3年生を対象に「手作り会」を開催しました。

講師に前田君江さんをお迎えし「フラワーアレンジメント」に挑戦しました。題材は「スライム」です。カーネーションにはさみを入れ、オアシスに挿して形を仕上げます。「目」と「口」をつけ、草原をイメージした緑の葉や岩に見立てたスポンジで飾り付けたら完成です。子どもたち一人ひとりの個性あふれる素敵な作品を作ることができました。



児童館 ☎87-0921

2月3日(土) 豆まき会

6組の親子の参加により、「豆まき会」が開催されました。

♪「おに～のパンツは いいパンツ～」♪ みんなで楽しく歌い踊っていると・・・鬼の登場!!

子どもたちは勇敢に鬼に立ち向かい、「おには～外」。鬼は児童館から去っていきました。その後、福の神が幸せ(プレゼント)を運んできてくれ、子どもたちの顔にも笑顔が戻りました。



児童手当の申請は 15日以内に!

児童手当などは、原則、申請した月の翌月から支給となります。ただし、出生や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日から15日以内であれば申請のあった月から支給します。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当は受け取れなくなりますのでご注意ください。

4月から公務員になった、または退職などにより公務員でなくなった場合も、町や勤務先への変更手続きが必要です。



健康福祉課 子育て支援係 ☎79-0792

東庄町奨学基金事業 令和6年度奨学生を募集

東庄町奨学基金を活用しませんか。

この奨学基金は、大学などを卒業した後の返済義務がなく、進路も拘束せず、個人の意思を尊重した制度です。

採用予定人員 若干名

奨学金 年間50万円(9月と3月の2回で交付)

申請資格

- ①奨学金を受けようとする者または該当者の主たる生計を維持している者が、町内に住所を有すること
- ②大学・大学院に在学する者または令和6年4月入学する者
- ③勉学に意欲のある学業優秀な者

申請書類

- ・奨学基金交付申請書
- ・作文
- ・在学証明
- ・成績証明書等

(書類は町ホームページ、または役場2階学校教育係窓口にて配布)

選考方法 第1次書類審査(作文)、第2次面接試験

申請期間 3月1日(金)～4月26日(金)

そのほか詳細については、町ホームページをご覧ください。

この事業は、東洋合成工業株式会社から、町へ人材育成のために寄付していただいた基金より支出しています。

教育課 学校教育係 ☎86-2311